

第 15 回環境影響評価審査会
事務局資料
平成 31 年 2 月 14 日

(仮称) みなとみらい 21 中央地区 37 街区開発計画
第 2 分類事業判定届出書に関する指摘事項等一覧

項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取り扱い
第 2 分類 事業判定 について	【審議での指摘】 以前の事業計画でアセス不要の判定が出された際の懸念事項や議論したほうが良い事項があれば、教えていただきたい。 [1/29 審査会]	【事務局回答】 以前も保育園への日影の影響が懸念され、事業者から日影図等で説明があった。 [1/29 審査会]	事務局回答済 [1/29 審査会]
	【審議での指摘】 新しい保育園が増え、当時と保育園数が同じではないと思うが。 [1/29 審査会]	【事務局回答】 御指摘のとおり。 判定に当たり、より近くにした新しい保育園に対する影響も示し、基本的に特段懸念するところはない、という事業者の見解だったと思う。 [1/29 審査会]	事務局回答済 [1/29 審査会]
	【審議での意見】 判定に際して、規則第 15 条第 1 項第 1 号の「イ 人の健康の保護、生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設や地域」として「保育園の存在」が挙げられた。この周辺は美術館や商業施設の間を多くの人を通るような場所でもあり、地域全体として非常に賑わう場所であるということも、規則中の「地域」に該当すると考え、どのような環境要素があるのかを検討するのが良いと思う。 【会長より】 規則第 15 条第 1 項第 1 号のイの「施設」だけでなく、「地域」として配慮が必要ではないかと、保育園がその「施設」に当たるほか、住居、病院もあり、それ以外の人が集まる施設もあるので、「地域」として配慮が必要だという御意見。 いずれにしてもイに該当することになると思われる。 [1/29 審査会]	説明等なし [1/29 審査会]	補足資料 1 で説明 [本日]

	【審議での指摘】 工事中の騒音等が保育園へ及ぼす影響はどのように考えるか。騒音等が保育園に影響しないか少し不安である。 【会長より】 騒音対策について、事業者から特に御説明がなかった。 計画段階配慮書等に騒音についての記述はあるか。 [1/29 審査会]	【事務局回答】 計画段階配慮書及び第2分類事業判定届出書添付資料の1-15 ページ、施工計画の項で、「施工計画の立案にあたり、以下に示す配慮を検討します。」とあり、「低騒音型建設機械及び低振動型建設機械を極力採用する計画とします。」とある。事業者はこういった施工計画を立て、騒音等に配慮すると記載している。 [1/29 審査会]	事務局回答済 [1/29 審査会]
騒音	【審議での指摘】 第2分類事業の判定基準に則ると、図書に書かれていることくらいになるのかと思うが、特に保育園というところで気掛かりがある。何か少し書き加えられれば良いと思う。 【会長より】 保育園という配慮が特に必要な施設が存在しているので、規則第15条第1項第1号のイに該当する施設がある上で、「かつ、相当程度の環境影響を及ぼすおそれ」があるかどうかの判断が求められている。御指摘の騒音についても判断しなければならない。 事業者の説明では、保育園は高層建築物の中に入っており、単体で外に出ているわけではないということなので、保育園への影響ということであれば、周辺のビルで仕事をされている方への影響も考える必要があるということになるかと思う。 相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるかどうかを判断しないといけないが、騒音のデータ等がないので、何とも言えない。 [1/29 審査会]	【事務局回答】 次回以降、事業者に見解を示していただく。 [1/29 審査会]	補足資料1で説明 [本日]

日影	冬至日に1～2時間程度、保育園に日影が掛かるとのことだが、日影が掛かる保育園は、高層ビル内にあって元々施設への日照を期待しておらず、部屋の中で遊ばせて子供を育てるような保育園なのか、それとも子供が遊ぶ庭などがあって、子供が遊ぶ時間に日影が掛かるような保育園なのか。ご存じであれば教えてほしい。 [1/29 審査会]	「にじいろ保育園みなとみらい」は、高層マンションの3階にある。通路やロビーには開口部があるが、基本的に南東側を向いており、あまり影響はないと考えている。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	もう一つの保育園とともに、基本的に日影は掛かるが、そこで過ごす子供たちに対して、日影による影響を意識する必要はないということか。 [1/29 審査会]	基本的に影響はないと考えている。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
風害	スライド30～32で、先ほど、南南西の風が吹くときにランク外の赤が出現していると伺ったが、そのような理解で良いのか。 [1/29 審査会]	今回、村上式で評価をしており、365日の日最大瞬間風速を基にして評価を行っている。横浜地方の風の特徴として、冬場は北風、夏場は南西の風が卓越しており、今回、ランク外のところは、南西側から吹いてきた風、つまり夏場の卓越風向の影響を強く受けていると理解している。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	この建物が建つことで、風環境は改善される方向にあると考えて良いのか。 [1/29 審査会]	スライド30は、現状でわかっている周辺の建物は考慮し、今回の建物の建築前の風環境を評価した結果である。計画地の北東側1街区離れた場所に赤い点があるが、こちらは今回の建物が建つことにより、スライド31、32のとおりブルーのランク2という風環境に緩和される。これは、南西の風をこの建物が衝立のように遮る、という結果が出ていると考える。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	スライド31が対策なし、対策を行った場合がスライド32に示されているということだが、対策の中身を表した資料はあるか。 [1/29 審査会]	添付資料の資料編15ページの下にある。北西側に高さ10mの高木を2本、道路沿いに高さ8mの常緑高木を3本配置したのが対策後になる。ペDESTリアンウェイも、ランク3が出たので、近傍に高さ8mの常緑高木を3本植え、より穏やかな環境になることを確認している。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]

風害	高木を塊ではなくて単独で植える計画のようだが、防風植栽は、複数の樹木がある程度の幅を持つと効果が高まる。枝葉の間を通ることで緩和されることは、御承知のとおりだが、この植栽の仕方だと、1本当たりの風の圧力が過剰ではないか。木そのものが健康でないと機能が発揮されないため、少し心配である。 [1/29 審査会]	スライド 11 が現状の施設配置図で、先ほど説明した防風植栽は、風の解析上考慮した樹木である。それ以外にも主に道路側に沿って、樹木を植えていく。すべてが常緑ではなく、落葉と常緑を織り交ぜることになると思うが、防風植栽として示したもの以外にも植栽する計画である。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	木だけで風をコントロールする場合に過剰負担になる可能性が出てきた際、ほかのものも併せて工夫していただきたい。ルーバーを使う等、ほかの方法も考えられると思う。できるだけ植物に優しい計画にしていきたい。 [1/29 審査会]	承知した。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	スライド 11 は、施設配置計画となっているが、植栽計画も表した図と理解して良いか。 [1/29 審査会]	変更の可能性はあるが、今はこのプランで計画を進めている。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	【審議での指摘】 配慮書 3-6 ページの(14)の配慮の内容で「必要に応じて庇の設置等について検討します」と事業者が記載しているので、植栽だけでは厳しいのではないかという意見に対して庇の検討結果についても、具体的な御説明を頂けたらと思う。 [1/29 審査会]	【事務局回答】 次回以降、事業者から説明していただく。 [1/29 審査会]	補足資料 2 で説明 [本日]
	【審議での指摘】 近隣街区にアリーナができる計画があり、たくさんの方がこの近くを歩くことがあると思うが、万が一、風害対策を行った後も強風が出てきたときに、追加で対策する手段はあるのか。この段階のことではないかもしれないが、何か方法があれば付け加えていただければ、と思う。ないとすると少し課題かと思う。 【会長より】 風環境の評価を行う際、アリーナの影響が考慮されていないのではないか、ということか。 (次頁へ続く)		

風害	【審議での指摘】 アリーナから来るたくさんの人が影響を大きく受けると思う。人が少なければ、考えなくてもいいのかもしれませんが、たくさんの人が出入りしていく部分ですので考慮した方が良くと思う。 実際の風環境は建設後でなければわからないので、建物ができた後に対策する方法として、どのようなことがあるかということ。 【会長より】 周りの建物も考慮した上で、この建物ができること風環境がどうなるのか、が判定に必要であり、スライド 32 の対策後のケースでは概ねランク 1 で収まると示されている。人が多い少ないということは、ここではあまり関係ないかと思う。むしろ、今の御指摘から思ったのは、アリーナが風環境シミュレーションに考慮されているかどうかです。今ある建物は考慮した上で評価したということだが、アリーナはどうか。 [1 / 29 審査会]	【事務局回答】 アリーナは既に着工し、本事業よりも先に竣工する予定となっている。スライド 30 から 32 の風環境シミュレーションの結果の図で本計画建築物の左下の敷地がアリーナになり、図中にアリーナの建物の外形が示されている。 この影響も加味したシミュレーションとなっている。 [1 / 29 審査会]	事務局回答済 [1 / 29 審査会]
	【審議での指摘】 シミュレーションでランク 1 と評価された結果は出てくるが、実際がその結果と一致しないことがあるので、例えばそうなったときにどうするのか、考えておかなければいけないと思う。 【会長より】 次回以降、防風対策について、より詳細に説明していただくということなので、ただいまの意見も事業者伝えるように。 [1 / 29 審査会]	【事務局回答】 防風対策と併せて、ただいまの意見も事業者へ伝え、次回以降に事業者から説明していただく。 [1 / 29 審査会]	補足資料 2 で説明 [本日]
地域社会 (交通混雑)	スライド 14 の車両走行ルート計画及びスライド 11 の図を見ると、左折アウトで出庫し、交差点で右折レーンに入ろうとする車がこの位置から出庫すると、直進車線をまたいで右折レーンに入らなければならない。既に右折車が並んでいるときに安全に右折レーンに入れるのか。 [1 / 29 審査会]	計画地を出たところからちょうど右折車線が始まっており、所轄の警察と協議し、当初は交差点寄りにあった出口を、ここならなんとかいけるのではないかとということで、図に示されている位置に設定した。 [1 / 29 審査会]	説明済 [1 / 29 審査会]